

令和6年度単価基本契約（灯油 ミニローリーによる圧送納入）（第2四半期）
仕 様 書

1. 概 要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「以下「機構」という」敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげんの雑固体廃棄物焼却設備で使用する灯油の購入に関するもので、機構の指定する受入設備に納入するものとする。

2. 品 名

灯油（ミニローリー）

3. 仕 様

灯油は、JIS規格1号（K2203）の性状規定に適合していること。

4. 納入期間

自：令和6年 7月 1日

至：令和6年 9月 30日

（但し納入期間のうち機構が指定した日に納入すること。）

5. 納入指示の方法

機構が発行する発注指示書により行うものとする。

6. 納入場所及び納入予定量

(1) 納入場所

福井県敦賀市明神町3

新型転換炉原型炉ふげん 廃棄物処理建屋 焼却設備用燃料タンク

(2) 納入予定量

9,000 L

7. 納入方法

上記納入場所である燃料タンクへは、ミニローリーからによる圧送納入とする。

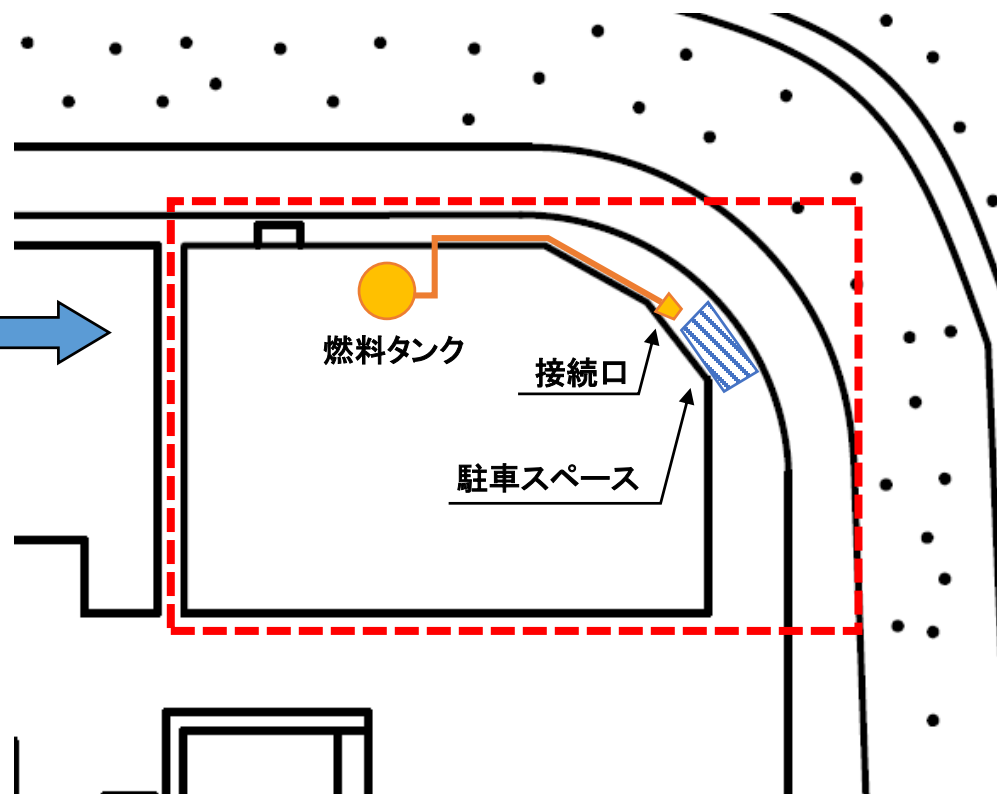
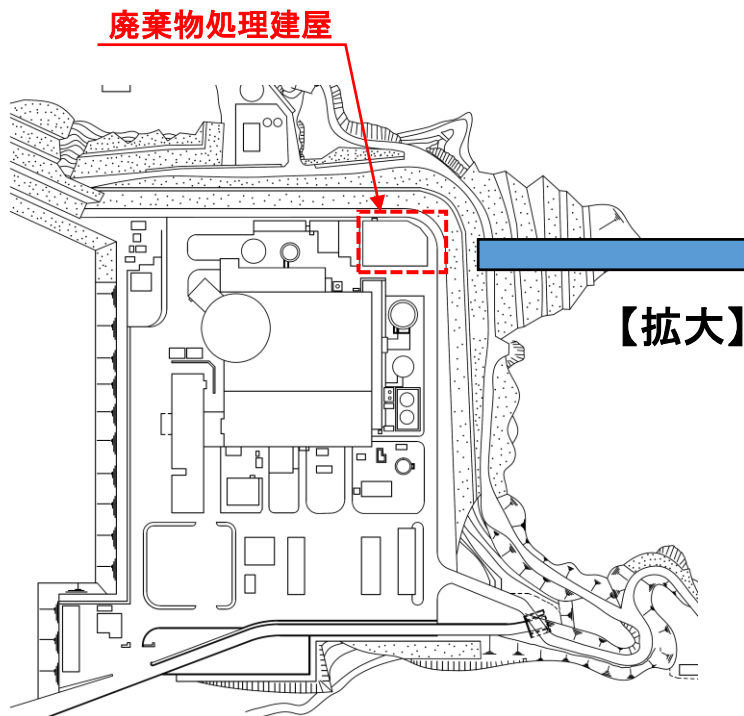
8. 検収方法

発注指示書に記載の発注数量の確認をもって検収とする。

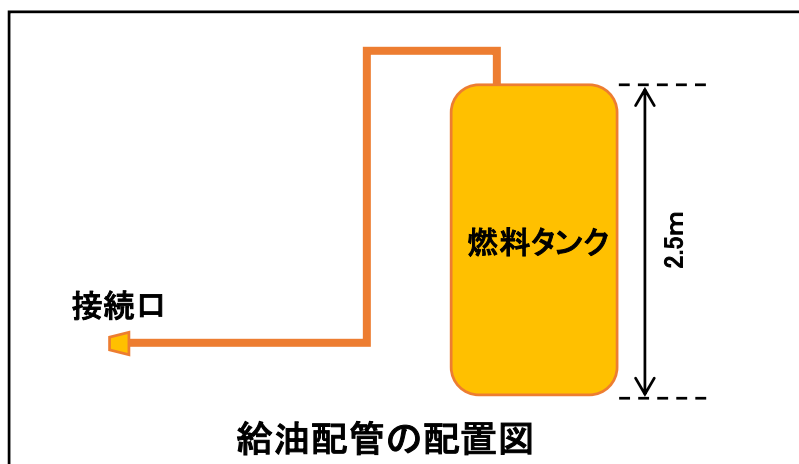
9. 特記事項

- (1) 受注者は、納入業務の実施にあたり知り得た情報を機構の許可無く第三者に口外してはならない。
- (2) 受注者は、納入業務の実施にあたっては、関係法令及び所内規程を遵守するものとし、機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、納入業務の実施にあたって、万一事故が発生した場合は、速やかな措置を講じるとともに、事故の状況について、機構に報告するものとする。
- (4) 数量は納入期間中の発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。
- (5) 本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。

以 上



ふげん構内配置図



＜圧送とする理由＞

燃料タンクの給油配管は逆流防止の観点からタンク上部(2.5m)まで立ち上がっており、圧送でないと給油することができない。